

公募型見積合わせの執行について

令和8年6月11日（木）

大阪市東住吉区長 藤原 鉄也

東住吉区役所公募型見積合わせ実施要綱（以下「実施要綱」という。）に基づき、次のとおり公募型見積合わせを執行する。

| | |
|---|---|
| 1. 見積合わせに付する事項 | |
| (1) 案件番号 | 081024 |
| (2) 案件名称 | 令和8年度大阪市東住吉区役所外1か所古紙等収集運搬及び再資源化業務委託（概算契約）（その2） |
| (3) 数量・特質・納入又は履行期限 納入又は履行場所 | 別紙仕様書のとおり |
| 2. 日程及び場所 | |
| (1) 揭示日 | 令和8年6月11日（木） |
| (2) 申込期間 | 令和8年6月11日（木）～令和8年6月18日（木）午後3時まで （土曜日、日曜日、祝日を除く） ※受付時間帯については、申込期間中の午前9時～午後5時30分までとする。 ただし、最終日については、午後3時までとする。 |
| (3) 申込場所 | 東住吉区役所総務課窓口 大阪市東住吉区東田辺1-13-4 東住吉区役所（5階） |
| 3. 参加資格 | |
| 実施要綱第4条各号に該当していること。 | |
| (1) 見積書の提出期限までに令和7・8・9年度大阪市入札参加有資格者名簿において、入札参加資格「01：建物等各種施設管理 16：廃棄物処理 又は 13：その他代行 26：その他 01：その他」を有していること。 | |
| (2) 見積書の提出日から見積合わせを行う日までの間のいずれの日においても大阪市競争入札参加停止措置要綱（平成7年4月1日制定）の規定による停止措置を受けていないこと。 | |
| (3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと。 | |
| 4. 参加申し込み等 | |
| (1) 申込書類（1種類） | (ア) 事業請負見積書（公募型見積合わせ用）…様式2 |
| (2) 申込書類の交付場所 | (ア) については、下記5. 契約担当窓口及びホームページにて配布 |
| (3) 申込方法 | 見積書（様式2）を東住吉区役所総務課窓口の公募型見積合わせ提出箱に投函又は下記「5. 契約担当」に記載のFAX番号あてに提出すること。提出箱への投函による提出の場合は見積書に仕様書を添付、割印すること。FAXにより見積書の提出を行う場合は必ず書類の到達を電話確認すること。郵送での申し込みは無効とする。 |
| 5. 契約担当（公募型見積合わせの手続き等に関する質問先） | |
| 東住吉区役所 総務課 | 大阪市東住吉区東田辺1-13-4 東住吉区役所（5階） 電話 06-4399-9631 FAX 06-6629-4533 |
| 6. 発注担当（仕様書の内容に関する質問先） | |
| 東住吉区役所 総務課 | 大阪市東住吉区東田辺1-13-4 東住吉区役所（5階） 電話 06-4399-9626 |
| 7. その他事項 | |
| (1) 公募型見積合わせの参加申し込みの見積書は契約担当で配布するが、それ以外の申請書類の作成及び提出にかかる費用は、申請者の負担とする。 | |
| (2) 見積合わせの結果については、最も低価であった申請者にのみに上記6. 発注担当より通知する。 | |
| (3) 大阪市契約規則第37条の第1項第1号又は第3号に該当するときは、契約保証金を免除する。 | |
| (4) 見積書提出後決定までに、参加者（参加申請者が共同企業体の場合はその構成員を含む。）が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、参加資格を有しない者のした見積書とみなし無効とする。 | |
| (5) 決定後、契約締結までに、決定者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。 | |
| (6) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行うことがある。 | |